

お知らせ

市副市長に中村誠仁氏が就任

市は、6月16日付で市副市長に中村誠仁氏を任命しました。



大阪府からのお知らせ
個人事業税

第1期分の納期限は、8月31日(月)です。期限内の納付をよろしくお願ひします。

8月に第1・2期分の納付書をまとめて送付しますので、納付時に間違いのないよう注意してください。

注)口座振替を利用の人は除きます。また、年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。

納期限
▽第1期分 8月31日(月)
▽第2期分 11月30日(月)
納付方法
納税通知書に記載の金融機関、大阪

個人市府民税のよくある質問
収入金額と所得金額の
違いについて

例えば事業収入(自営業の人など)の場合、その事業の売り上げから必要経費を差し引き、残った金額が利益となります。この「売り上げ」が収入金額、「利益」が所得金額にあたります。

収入が給与や公的年金の場合は、必要経費に相当する金額が決められていて、その金額を差し引いた後のものが所得金額になります。

問 課税課・市民税担当
TEL 06・6992・1456

市税は納期内の納付を

固定資産税・都市計画税と個人市・府民税(普通徴収分)の第1期分、軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間にに応じて延滞金が加算されます。

また、8月31日(月)は個人市・府民税(普通徴収分)第2期分の納期限です。納期までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。また、口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。

府内の郵便局、コンビニエンスストアなど、府税事務所でも納付することができます。

さらに、府税の収納を扱う金融機関(ゆうちょ銀行を除く)のPay-easy(ペイジー)に対応しているATMやインターネットバンキングによる納付、スマートフォン決済アプリ「PAYB(ペイビー)」を利用して納付することもできます。

また、納付期限日に指定口座から自動引き落としされる口座振替制度も利用してください。

詳しくは、最寄りの府税事務所へお問い合わせください。

問 府北河内府税事務所
TEL 072・844・1331

ご存じですか
固定資産税・都市計画税

家屋の税額のもととなる評価額(固定資産価格)は、購入価格や工事費ではなく、総務大臣の定める「固定資産評価基準」(以下「評価基準」)によって算出されています。

評価基準では、評価の時点で評価対象となった家屋と同一のものをその場所に新築するものとした場合に、必要とされる建築費を求め、家屋の建築後の経過年数に応じた減価を考慮し、家屋の価格を求める再建築費(価格)を基準として評価する「再建築価格方式」を

給与など)に対し、差し押さえや公売などを行います。納期限内での納付を必ずお願いします。

病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問 納税課
TEL 06・6992・1852・1854

新型コロナウィルスの影響により納税が困難な人へ
徴収猶予の「特例制度」

新型コロナウイルスの影響により事業などに係る収入に相当の減少があった人は無担保・延滞金なしで1年間、地方税の猶予が受けられる場合があります。

手続きには、申請書のほかに収入や現金・預貯金の状況がわかる資料などが必要となるほか、各税目において各期別の納期限までに申請する必要があります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。なお、減免制度ではありません。猶予期間後は納付していただく必要がありますので注意してください。

問 納税課
TEL 06・6992・1852・1854

採用しています。

「どのような資材をどれだけ使用しているか(再建築費評点数)」に加え、「構造および用途などに応じて設定されている建築後の経過年数の減価率(経年減点補正率)」「地域に応じた物価水準と工事原価に含まれていない設計管理費、一般管理費など負担額の費用(評点一点当たりの価額)」によって評価額は算出されています。

問 課税課・資産税担当
TEL 06・6992・1474

軽自動車税の各種手続き

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車)の所有者または使用者に課税されます。

廃車、他人への譲渡、住所の変更などは、申請が必要です(下表)。速やかに手続きをお願いします。

なお、次のような事例が見受けられます。3月31日までに廃車手続きが行われていないと、翌年度分の軽自動車税が課税されますので注意してください。

(事例)
3月に原動機付自転車(原付バイク)を廃品回収業者に処分してもらった。後日、軽自動車税の納税通知書が届いたが、なぜか?

長期優良住宅
固定資産税額の減額措置

認定を受けた長期優良住宅を新築した場合、当該住宅の固定資産税額を減額します。

これは建築主などが長期優良住宅建築等計画を作成し、市の認定を受けた住宅です(下表)。

対象要件
床面積の居宅部分120平方メートルまで

減額内容
新築住宅が課税されることとなった年度から5年度分の固定資産税(3階建て以上の中高層耐火住宅は7年度分)を2分の1に減額

手続き方法
新築した翌年の1月31日までに、認定通知書を添付の上、所有者が固定資産税減額申請書を提出してください。

問 課税課・資産税担当
TEL 06・6992・1474
※長期優良住宅の認定について
問 住宅まちづくり課
TEL 06・6992・1698

認定基準(概要)

劣化対策	数世代にわたり住宅の構造躯体が使用できること
耐震性	極めてまれに発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化を図るため、損傷のレベルの低減を図ること
維持管理・更新の容易性	構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理(清掃・点検・補修・更新)を容易に行うために必要な措置が講じられていること
可変性	居住者のライフスタイルの変化などに応じて間取りの変更が可能な措置が講じられていること
バリアフリー性	将来のバリアフリー改修に対応できるよう共用廊下などに必要なスペースが確保されていること
省エネルギー性	必要な断熱性能などの省エネルギー性能が確保されていること
居住環境	良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持および向上に配慮されたものであること
住戸面積	良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること
維持保全計画	建築時から将来を見据えて、定期的な点検・補修などに関する計画が策定されていること

国土交通省ホームページより抜粋

廃車などの手続き

車種	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	軽自動車(軽三輪・軽四輪)	軽二輪(126~250cc) 二輪の小型自動車(251cc以上)
手続き・問い合わせ先	課税課・税政担当 TEL 06-6992-1458	軽自動車検査協会 大阪主管事務所・高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 TEL 050-3816-1841	近畿運輸局 大阪運輸支局 寝屋川市宮栄町12-1 TEL 050-5540-2058
廃車時に必要なもの	▽ナンバープレート ▽原動機付自転車申告済証▽印かん ▽本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)		
	上記へ問い合わせください。		

(解説)
自身で廃車手続きをしないまま業者などに原付バイクを引き渡した場合、その業者(引き受け人)が廃車手続きを行っていないと、登録上の所有者または使用者に軽自動車税の納税義務が発生しますので注意してください。

手続きについて信頼できる人以外にバイクの引き渡しなどをする場合は、あらかじめ自身で廃車手続きをしておくことが確実です。

問 課税課・税政担当
TEL 06・6992・1458